

# 江東区自殺対策計画を策定 パブリックコメントの結果公表

平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として「江東区自殺対策計画(令和2年度～6年度)」を策定しました。

策定にあたり、パブリックコメント(意見募集)を実施し、95人の方から123件のご意見が寄せられました。計画の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、保健予防課(保健所2階)、各保健相談所で閲覧できます。

**計画の概要**

「自殺の現状」本区の自殺者数は、平成26年102人、平成27年90人、平成28年83人と減少傾向にありましたが、その後、平成29

※人口10万人当たりの自殺者数「施策の展開」区は次の5つの施策を推進していきます。

①地域におけるネットワークの強化

②自殺対策を支える人材・取組の育成・支援

③区民への相談支援と周知・啓発

④生きることへの支援

⑤児童生徒への支援の充実

「基本理念」誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

「目標指標」国の目標値設定を踏まえ、当面の目標値として、平成27(2015)年の年間自殺死亡率(※)18.2%(人数90人)を、令和6(2024)年までにおおむね30%程度、すなわち自殺死亡率を約13.3%(人数約66人)まで減少させることを目指します。

「私も死のうと思ったことがあった」ということ

「区民が、自殺者ゼロとすべきである。」

「区民の考え方」自殺対策により最終的に自殺者がゼロになるのが望ましいと考えますが、今回の計画期間5年間で達成すべき目標としては、自殺死亡率13.3%としました。

## 第1回区議会定例会終わる

### 令和2年度各会計予算などを可決

令和2年第1回区議会定例会が、2月19日から3月30日(会期41日間)まで開かれました。

今回の定例会では、「令和2年度江東区一般会計予算」など55議案について審議され、それぞれ原案どおり可決・同意されました。なお、可決・同意された議案の内容は次のとおりです。

○予算案件(9件)

「令和2年度江東区一般会計予算」など

○条例案件(34件)

「江東区国民体育館条例の一部を改正する条例」など

○契約案件(2件)

「児童向け複合施設新築工事請負契約」など

○その他の案件(5件)

「中央防波堤埋立地の住居表示実施について」など

○同意案件(2件)

「江東区副区長選任同意方について」など

「外国人児童・生徒等の日本語指導等に対応した教員配置に対する財政措置を求める意見書」など

※本会議等の模様はインターネット中継(生中継・録画中継)をご覧ください。スマートフォン等でも視聴可能ですので、ぜひご覧ください。

区議会事務局調査係  
☎(3647)3548  
FAX(3647)0430

凡例

時日時

場所

集集

対対

費費

内内

師師

保保

縮縮

申申

問問

HP

EE

メール

## 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例を制定 パブリックコメントの結果公表

区では、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現を目指し、手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

制定にあたり、パブリックコメント(意見募集)を行い、66人の方から134件のご意見が寄せられました。

区では、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現を目指し、手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

制定にあたり、パブリックコメント(意見募集)を行い、66人の方から134件のご意見が寄せられました。

条例の中に「手話は言語である」と明記してほしい。国連の障害者権利条約や障害者基本法にも手話は言語と位置づけられており、区の条例にも明示してほしい。

「区民の考え方」条例の文言については、パブリックコメントのほかに、区民説明会の際や障害者団体からもご意見があり、「手話は言語である」ことを明記してほしい。

「事業者の「役割」ではなく、「責務」にしてほしい。

「区民の考え方」条例の文言については、パブリックコメントのほかに、区民説明会の際や障害者団体からもご意見があり、事業者については、「責務」として定めることになりました。

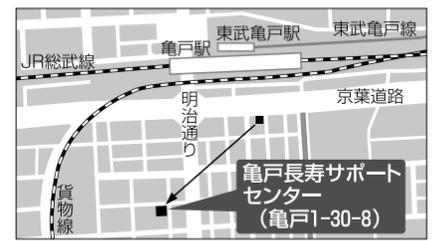
○条例が制定され、障害に対するさまざまな偏見や障害者を排除する動きが改善され、障害者への配慮が進むことを望みます。また、障害者が意思疎通しやすい環境を整え、障害者にとって住みやすい地域



☎(3647)5906  
FAX(3615)7171

## 亀戸長寿サポートセンター移転 5/11(月)～

亀戸長寿サポートセンター(亀戸6-28-1)は、5/11(月)から移転します。引き続きご利用ください。担当地域、電話番号、ファクス番号に変更はありません。なお移転準備のため5/9(土)は終日休業します[移転先]亀戸1-30-8(下図のとおり) 地域ケア推進課包括推進係(区役所3階7番) ☎3647-9606、FAX3647-3165、亀戸長寿サポートセンター ☎5627-2525、FAX5858-8919



## 18歳以上29歳以下の

### 投票立会人募集

#### 公正な選挙を見届ける経験を

区では、若い世代の皆さんに選挙により関心を持っていただくため、18歳以上29歳以下の投票立会人を募集しています。

投票立会人とは、投票日当日に投票所で投票事務が公正に行われるよう見届ける人のことで、体験された方から「貴重な経験ができた」との感想が多く寄せられています。

多くの方からの応募をお待ちしています。

「区民の考え方」障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的としてこの条例を制定し、共生社会の実現を目指します。

※寄せられた意見と区の考え方の一覧は、区ホームページに掲載しています。

障害者施策課推進係  
☎(3647)4749  
FAX(3699)0329

災害時情報伝達手段リーフレット配布中

避難情報など、災害時に区から情報をお伝えする手段について紹介しているリーフレットを配布していますので、ご利用ください[配布場所]こうとう情報ステーション(区役所2階)、危機管理課(区役所隣防災センター4階1番)、豊洲特別出張所・各出張所、各図書館※区ホームページでもご覧になれます 危機管理課危機管理係 ☎3647-9382、FAX3647-9651